



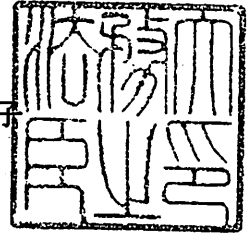
法務省刑総訓第1号

検 事 総 長
検 事 長
検 事 正

係検事に関する規程（昭和34年法務省刑事局秘第58号大臣訓令）の全部を次のように改正する。

平成27年3月17日

法務大臣 上 川 陽 子



係検事に関する規程

係検事の種類及び担当事務の範囲は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

種 類	担 当 事 務 の 範 囲
指導係検事	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内職員の研修指導に関する事項 2 司法修習生の修習指導に関する事項 3 司法警察職員の教養訓練に関する事項 4 事務監査に関する事項 5 罰則の定めのある条例に関する事項
財政経済係検事	<ol style="list-style-type: none"> 1 租税及び専売関係法令違反事件に関する事項 2 金融、証券、外国為替及び貿易関係法令違反事件に関する事項 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農地法その他の経済民主化関係法令違反事件に関する事項 4 無体財産権関係法令違反事件に関する事項 5 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止違反その他の不正競争防止法違反事件に関する事項 6 経済統制関係法令違反事件に関する事項 7 前各号に掲げるもののほか、産業、経済関係法令違反事件に関する事項 8 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他補助金等に関する法令違反事件に関する事項 9 補助金等に関する詐欺、横領、汚職等の犯罪に係る事件に関する事項 10 金融機関の役員及び職員の不良貸付その他金融に関連する背任、横領等の犯罪に係る事件に関する事項
少年係検事	<ol style="list-style-type: none"> 1 少年事件に関する事項 2 少年の福祉に係る事件に関する事項
外事係検事	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人（特別永住者を除く。）の犯罪又はこれに対する犯罪に係る事件に関する事項 2 アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪又はこれらの者に対する犯罪に係る事件に関する事項 3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法違反（第6条及び第7条の罪を除く。）事件に関する事項 4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合

	<p>衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法，日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法及び日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法に規定する刑事手続に関する事項</p> <p>5 出入国管理及び難民認定法違反事件に関する事項</p>
麻薬係検事	<p>1 あへん煙に関する罪，麻薬及び向精神薬取締法違反，あへん法違反，大麻取締法違反，覚せい剤取締法違反及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反に係る事件に関する事項</p> <p>2 麻薬，大麻，あへん又は覚醒剤の中毒により犯された罪に係る事件に関する事項</p> <p>3 麻薬，向精神薬，大麻，あへん又は覚醒剤を対象とする財産犯に係る事件に関する事項</p>
風紀係検事	<p>1 売春防止法違反その他の売春関係法令違反事件に関する事項</p> <p>2 いわゆる人身売買関係法令違反事件に関する事項</p> <p>3 わいせつ文書図画その他風紀を害する興行，出版物等に関する犯罪に係る事件に関する事項</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律違反事件に関する事項</p> <p>5 公然わいせつの罪及び賭博に関する罪に係る事件に関する事項</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか，風紀に関する犯罪に係る事件に関する事項</p>
公安労働係検事	<p>1 内乱，外患，国交に関する罪に係る事件に関する事項</p> <p>2 騒乱その他これに類する群集犯罪に係る事件に関する事項</p> <p>3 違法な集団示威運動，集団行進又は集会に関する事項</p> <p>4 破壊活動防止法違反事件に関する事項</p> <p>5 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反事件に関する事項</p> <p>6 特定秘密の保護に関する法律違反事件に関する事項</p> <p>7 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合</p>

	<p>衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条及び第7条の罪に係る事件に関する事項</p> <p>8 学生運動，農民組合運動その他大衆運動に関連する違法行為事件に関する事項</p> <p>9 国家公務員法違反，地方公務員法違反，外務公務員法違反及び自衛隊法違反に係る事件で公安に関係するものに関する事項</p> <p>10 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法違反事件に関する事項</p> <p>11 武器又は爆発物に関する犯罪で特異又は重大なものに関する事項</p> <p>12 前各号に掲げるもののほか，公安に関係する事件に関する事項</p> <p>13 労働関係法令違反事件に関する事項</p> <p>14 違法争議行為その他労働組合運動に関連する事件に関する事項</p>
暴力係検事	<p>1 暴力団の活動に関連する犯罪に係る事件に関する事項</p> <p>2 暴力団構成員の犯罪に係る事件に関する事項</p>
環境係検事	<p>1 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律に定める罪に係る事件に関する事項</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める罪に係る事件に関する事項</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか，環境に関する犯罪に係る事件に関する事項</p>
本部係検事	<p>1 殺人その他の凶悪かつ重大な犯罪に係る事件（以下「凶悪重大事件」という。）のうち，警察本部長（警視總監又は道府県警察本部長をいう。）が捜査本部を設置した事件に関する事項</p> <p>2 前号に掲げるもののほか，凶悪重大事件のうち，検事正が指定する事件に関する事項</p>